

兵庫労働局発表  
令和4年6月30日

報道関係者 各位



[ 照会先 ]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 森永 芳彰

安全主任 黒田 龍介

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

## 令和4年 建設業労働災害防止強化月間を実施します！

令和3年における労働災害死亡者数は40人にのぼり、このうち建設業の死亡者数は8人(20.0%)を占め、うち「墜落・転落」により5人が亡くなっています。

兵庫労働局では、全国安全週間の実施に合わせて、毎年7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、事業者はもとより、関係行政機関、発注者及び労働災害防止団体等の参加の下、一丸となって、県下全域の建設事業者に対し、集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を啓発することとしています。

### ◆ 建設業労働災害防止強化月間の主な実施事項

#### 1 兵庫労働局長による安全パトロールの実施

兵庫労働局、神戸西労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部と合同で安全パトロールを実施し、兵庫労働局長から工事関係者に向けて、労働災害防止対策の強化について要請します。

実施日時：7月1日（金）13時30分～16時00分頃（多少の雨天決行）

現場：（仮称）神戸須磨シーワールド建設工事（神戸市須磨区若宮町1丁目1番ほか）

元請：（株）竹中工務店 神戸支店

#### 2 労働基準監督署による集中的な監督指導、安全パトロール等の実施

県下の労働基準監督署が、墜落・転落災害防止、熱中症予防を重点として、

- ・ 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導を実施します。
- ・ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部の各分会と合同で安全パトロールを実施します。

### ◆ 添付資料

- ・ 令和3年 労働災害発生状況（建設業）確定値
- ・ 令和4年 労働災害発生状況（建設業）令和4年5月末速報値
- ・ 令和4年建設業労働災害防止強化月間（リーフレット）
- ・ STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン（リーフレット）
- ・ 兵庫労働局長による建設現場安全パトロールの実施について



# 令和3年 労働災害発生状況（建設業）

令和3年統計確定値 ※労働者死傷病報告によるデータ

兵庫労働局 安全課

表1 業種別(前年比較)

※( )内は死亡(内数)

業種別	令和3年		前年		前年比較	
	死傷者数(人)	構成率	死傷者数(人)	構成率	死傷増減数(人)	死亡増減数(人)
全業種	5,967 (40)	100.0%	5,381 (34)	100.0%	586	6
製造業	1,189 (8)	19.9%	1,119 (5)	20.8%	70	3
建設業	482 (8)	8.1%	489 (12)	9.1%	-7	(-4)
建設業の内訳						
(土木工事)	102 (1)	1.7%	82 (4)	1.5%	20	(-3)
(建築工事)	246 (5)	4.1%	280 (5)	5.2%	-34	0
(その他の建設)	134 (2)	2.2%	127 (3)	2.4%	7	(-1)
陸上貨物運送業	630 (5)	10.6%	594 (3)	11.0%	36	2
林業	35 (0)	0.6%	37 (1)	0.7%	-2	(-1)
商業	884 (3)	14.8%	798 (1)	14.8%	86	2
保健衛生業	1,385 (6)	23.2%	1,036 (1)	19.3%	349	5
接客娯楽業	365 (2)	6.1%	347 (1)	6.4%	18	1
その他	997 (8)	16.7%	961 (10)	17.9%	36	(-2)

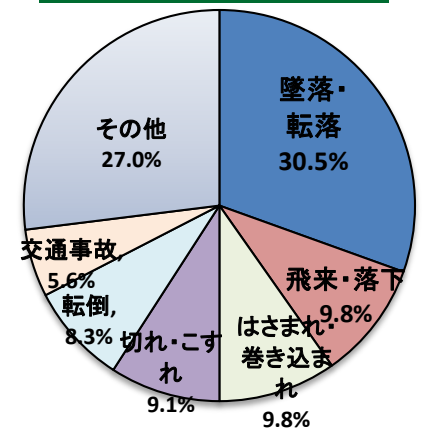
※ 建設業における休業4日以上死傷者数は、全産業の8.1%を占めています。このうち、工事の種類別では、建築工事における労働災害が51.0%を占めています。また、建設業の死亡災害は8件発生(裏面に事例掲載)しています。

表2 事故の型別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

グラフ 事故の型別(建設業)

建設工事・事故の型別	死傷者数	(土木工事)	(建築工事)	(その他の建設)
墜落・転落	147 (5)	19 (1)	89 (3)	39 (1)
転倒	40 (0)	12 (0)	17 (0)	11 (0)
飛来・落下	47 (0)	12 (0)	22 (0)	13 (0)
倒壊・崩壊	9 (1)	5 (0)	4 (1)	0 (0)
激突され	9 (0)	2 (0)	4 (0)	3 (0)
はさまれ・巻き込まれ	47 (1)	15 (0)	22 (0)	12 (1)
切れ・こすれ	44 (0)	10 (0)	21 (0)	13 (0)
高温・低温の物との接触	6 (1)	2 (0)	2 (1)	2 (0)
交通事故	27 (0)	4 (0)	11 (0)	12 (0)
その他	106 (0)	21 (0)	54 (0)	29 (0)
合計	482 (8)	102 (1)	246 (5)	134 (2)



※「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、全体の30.5%を占めています。

表3 災害程度別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

建設工事・災害程度別	4日以上2週未満	2週以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	死亡	計
土木工事	18	26	39	12	6	1	102 (1)
建築工事	45	44	93	39	20	5	246 (5)
その他の建設	27	24	44	28	9	2	134 (2)
合計	90	94	176	79	35	8	482 (8)

※ 休業1か月以上となる災害が全体の61.8%を占めています。

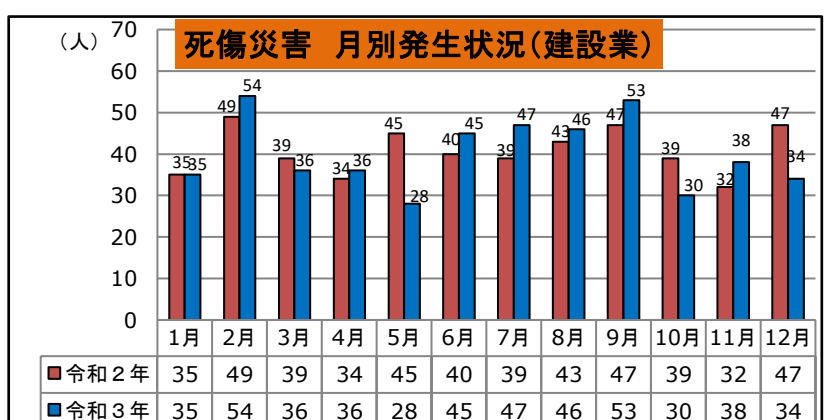
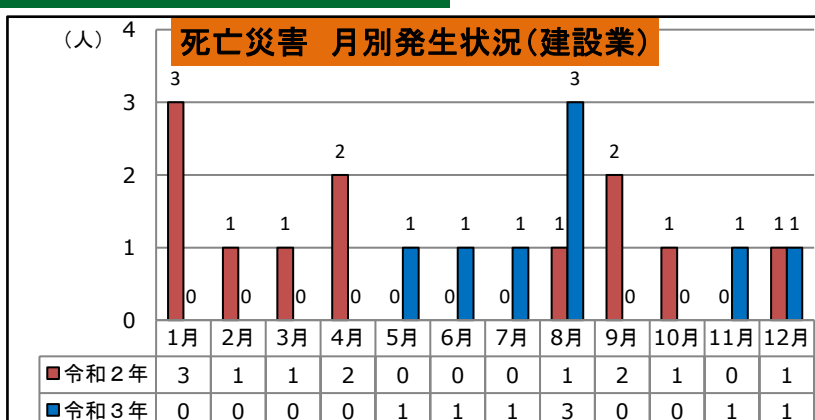
表4 年齢別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

建設工事・年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
土木工事	3 (0)	14 (0)	15 (0)	21 (1)	23 (0)	26 (0)	102 (1)
建築工事	4 (0)	53 (0)	35 (1)	51 (2)	52 (0)	51 (2)	246 (5)
その他の建設	2 (0)	22 (0)	14 (0)	34 (1)	42 (1)	20 (0)	134 (2)
合計	9 (0)	89 (0)	64 (1)	106 (4)	117 (1)	97 (2)	482 (8)

※ 60歳以上の高年齢労働者が全体の20.0%を占めています。

表5 月別発生状況(建設業)





# 令和4年 労働災害発生状況（建設業）

令和4年統計速報値(令和4年5月末現在) ※労働者死傷病報告によるデータ

兵庫労働局 安全課

表1 業種別(前年比較)

※( )内は死亡(内数)

業種別	令和4年(5月)		前年同期		前年比較	
	死傷者数(人)	構成率	死傷者数(人)	構成率	死傷増減数(人)	死亡増減数(人)
全業種	3,094 (11)	100.0%	1,845 (8)	100.0%	1,249	3
製造業	410 (5)	13.3%	418 (2)	22.7%	-8	3
建設業	177 (0)	5.7%	144 (1)	7.8%	33	(-1)
建設業の内訳						
(土木工事)	39 (0)	1.3%	28 (0)	1.5%	11	0
(建築工事)	91 (0)	2.9%	76 (1)	4.1%	15	(-1)
(その他の建設)	47 (0)	1.5%	40 (0)	2.2%	7	0
陸上貨物運送業	205 (0)	6.6%	207 (0)	11.2%	-2	0
林業	6 (0)	0.2%	13 (0)	0.7%	-7	0
商業	277 (3)	9.0%	247 (0)	13.4%	30	3
保健衛生業	1,489 (0)	48.1%	413 (1)	22.4%	1,076	(-1)
接客娯楽業	97 (0)	3.1%	118 (0)	6.4%	-21	0
その他	433 (3)	14.0%	285 (4)	15.4%	148	(-1)

※ 建設業における休業4日以上死傷者数は、全産業の5.7%を占めています。このうち、工事の種類別では、建築工事における労働災害が51.4%を占めています。

表2 事故の型別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

グラフ 事故の型別(建設業)

建設工事・事故の型別	死傷者数	(土木工事)	(建築工事)	(その他の建設)
墜落・転落	50 (0)	11	23	16
転倒	15 (0)	5	8	2
飛来・落下	14 (0)	5	5	4
倒壊・崩壊	2 (0)	1	1	0
激突され	11 (0)	4	5	2
はさまれ・巻き込まれ	17 (0)	5	7	5
切れ・こすれ	11 (0)	1	7	3
高温・低温の物との接触	2 (0)	2	0	0
交通事故	5 (0)	1	4	0
その他	50 (0)	4	31	15
合計	177 (0)	39 (0)	91 (0)	47 (0)

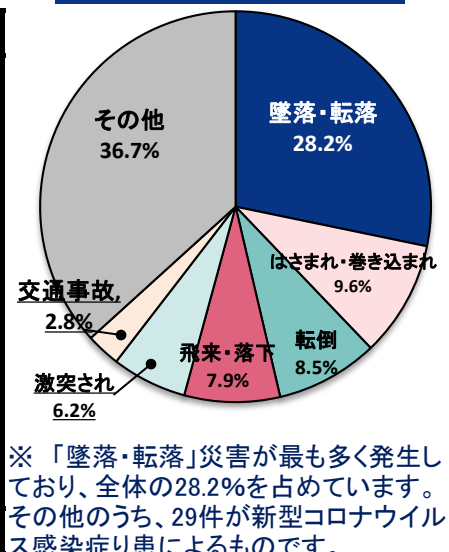


表3 災害程度別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

建設工事・災害程度別	4日以上2週未満	2週以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	死亡	計
土木工事	6	13	17	2	1	0	39 (0)
建築工事	29	18	22	17	5	0	91 (0)
その他の建設	15	10	9	10	3	0	47 (0)
合計	50	41	48	29	9	0	177 (0)

※休業1か月以上となる災害が全体の48.6%を占めています。

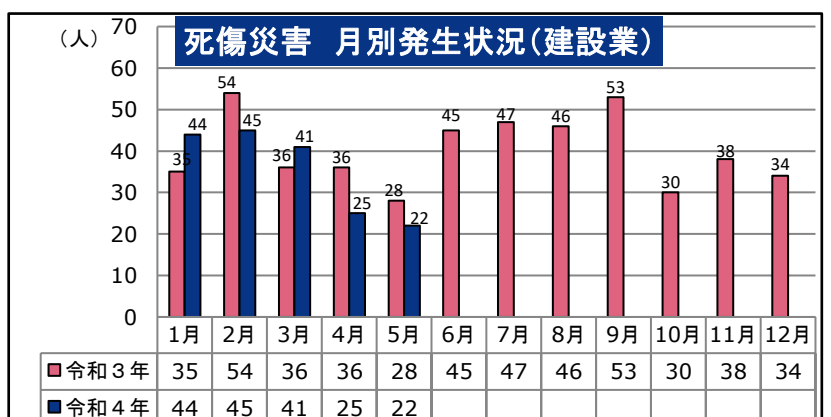
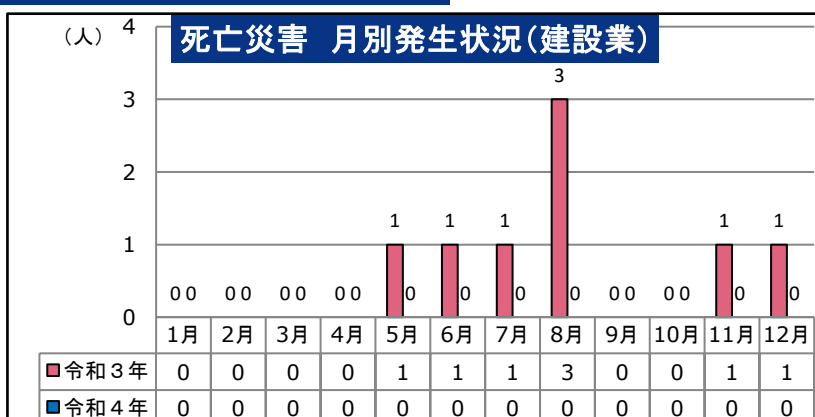
表4 年齢別(建設業)

※表中の数字は人数、( )内は死亡(内数)

建設工事・年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
土木工事	0	3	6	11	12	7	39 (0)
建築工事	1	11	16	15	29	19	91 (0)
その他の建設	0	5	12	9	8	13	47 (0)
合計	1 (0)	19 (0)	34 (0)	35 (0)	49 (0)	39 (0)	177 (0)

※60歳以上の高年齢労働者が全体の22.0%を占めています。

表5 月別発生状況(建設業)



※令和3年の値は確定値





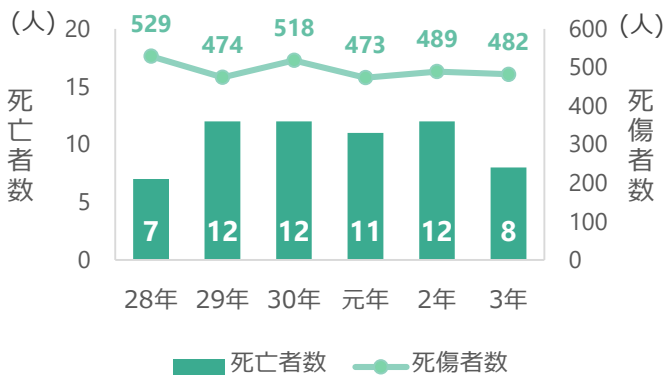
# 建設業 △ 労働災害防止 強化月間

令和4年

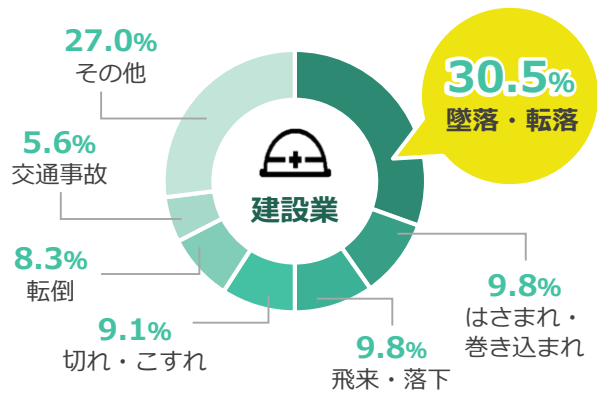
7/1(金) ▶ 31(日)

建設業における労働災害を防止するため、7月を建設業労働災害防止強化月間と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の普及促進等、事業者・関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指します！

## 建設業における死亡者数と死傷者数の推移



## 令和3年事故の型別死傷災害発生状況



## 重点事項

- 墜落・転落災害の防止
- 墜落制止用器具の使用促進
- 重機等災害の防止
- 土砂崩壊災害の防止
- 解体工事における労働災害の防止
- 高齢者・外国人の災害防止
- 転倒災害・腰痛等の予防対策
- 一人親方等の安全確保
- 現場における火災防止
- 復旧・復興工事での災害防止
- 交通労働災害の防止
- 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- 熱中症の予防
- 石綿等の健康障害防止

## 新型コロナウイルス感染拡大防止

パトロール、研修、災害防止協議会等については、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、感染防止対策を徹底してください。

## 「STOP!墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施中!

※令和4年1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具（安全帯）は使用禁止となりました。



主唱：兵庫労働局、県下労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部

協賛：（一社）兵庫労働基準連合会、（公社）建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部、（一社）日本クレーン協会兵庫支部

# 「令和4年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」実施事項（概要）

## 主唱者

- ① 関係団体、事業者、局署によるパトロール
- ② 建設工事現場に対する集中的な監督・個別指導
- ③ 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- ④ 推進要綱に基づく対策の周知
- ⑤ 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく支援策の取組
- ⑥ 建設工事関係者連絡会議の開催
- ⑦ 発注機関等への実施要綱の取組要請
- ⑧ 建設職人基本法及び基本計画の周知
- ⑨ 集団指導の実施
- ⑩ 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- ⑪ 要綱の周知、広報誌等による広報活動等

## 発注者（要請事項）

- ① 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- ② 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- ③ 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等
- ④ パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- ⑤ 入札参加指名時における安全成績の優良な業者の選定及び自主的活動を評価する仕組み導入

## 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- ① 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- ② 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ③ リスクアセスメントの実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- ④ 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組



### ⑤ 墜落・転落災害の防止

- ・適正な足場等の設置
- ・ロープ高所作業の危険防止措置
- ・推進要綱に基づく対策
- ・STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーンの取組
- ・手すり先行工法等、より安全な措置
- ・フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進
- ・足場組立作業主任者の職務履行
- ・足場設置が困難な場合の墜落制止用器具取付設備の設置
- ・はしご等からの墜落防止対策



### ⑥ 重機等災害の防止

- ・有資格者の配置
- ・作業計画の作成
- ・路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
- ・作業半径内の立入禁止措置

### ⑦ 土砂崩壊災害の防止

- ・土止め先行工法の採用と普及

### ⑧ 解体工事での災害防止

- ・作業計画の作成
- ・上下作業の禁止
- ・合図の統一
- ・保護具の適正使用

### ⑨ 高齢労働者の災害防止

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく対策

### ⑩ 外国人労働者の災害防止

- ・外国人労働者に配慮した安全衛生教育の実施、現場内の掲示等

### ⑪ 一人親方等の安全確保

- ・安全衛生に関する措置を統一的に実施
- ・労災保険の特別加入制度への加入勧奨

### ⑫ その他の安全対策

- ・STOP! 転倒災害プロジェクトに基づく対策
- ・木造家屋建築工事における伐木等作業に係るガイドラインに基づく対策
- ・復旧、復興工事での災害防止対策
- ・火災防止対策
- ・ずい道工事に係る各ガイドラインに基づく対策
- ・交通労働災害防止対策
- ・荷役ガイドラインに基づく取組
- ・職長、安全衛生責任者教育の実施



### ⑬ 熱中症の予防対策

- ・熱中症予防基本対策要綱に基づく対策

### ⑭ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策

- ・改正石綿則に基づく石綿ばく露防止対策
- ・ベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における災害防止
- ・溶接ヒュームに係る改正特化則に基づく対策
- ・第9次粉じん総合対策に基づく対策

### ⑮ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの実践において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染防止対策



# STOP!

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！



# 墜落・転落災害根絶

## キャンペーン

— 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 —

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日



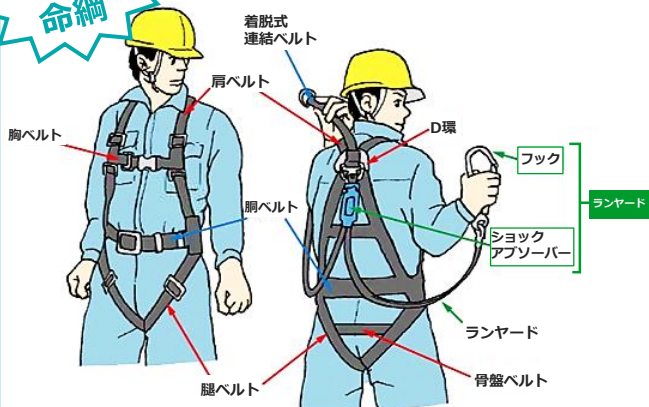
**命**を守るため、**必ず**墜落制止用器具を使用しましょう！！

「墜落・転落」災害は、墜落防止対策が講じられないことで発生します。高所から墜落すると死亡したり、身体に障害が残る等の重篤な災害になることがあります。

しかし、高所作業は危険を伴う作業であるにも拘わらず、未だに“墜落制止用器具（安全帯）を装着しない”、“装着してもフックを掛けない”、なかには“ヘルメットを被らない”状況もみられます。労働者を高所作業に従事させる事業主の皆様、高所作業に従事する労働者の皆様、労働者を直接指揮監督する職長や作業主任者の皆様、それぞれの立場に応じた責任や職務において確実な墜落防止対策を実行し、高所作業に従事する“働く人”の命を守ってください。

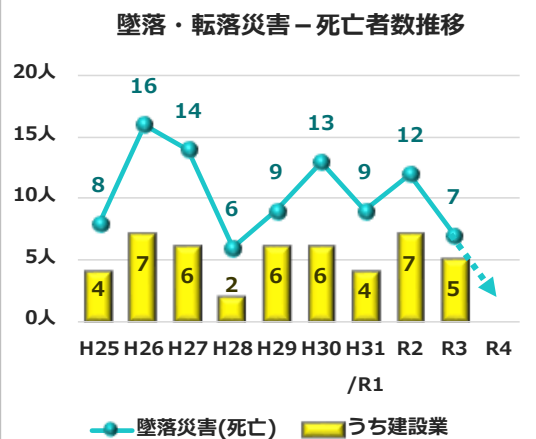
大事な命綱

### フルハーネス型墜落制止用器具



※令和4年(2022年)1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具(安全帯)は使用禁止となりました。

「墜落・転落」災害による死亡者数は“建設業”がもっとも多い！



高所作業を行う場合は、

POINT①

「**墜落制止用器具**」(安全帯)のフック(コネクタ)を必ず、**丈夫な設備に掛けましょう！**



「**職長**」、「**作業主任者**」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ「**安全のキーマン**」です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！



兵庫労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/newpage\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html)

### 脚立作業時の注意事項





労働局



## ① 長年無災害であると聞いていますが、その理由は何だとお考えですか。

無災害は現場で働く各個人の持つ安全意識の高さが一番大きいところだと思います。

その高い安全意識を保つ土壌づくりとして、安全衛生に関する資格の取得や、講習会への参加を自職場が積極的に奨励してくれているので、そういった学びの場が多いということも安全意識の向上や無災害が継続できている理由にも繋がっていると考えています。



優良職長 A

たかが15年程度のキャリアですが、今から思い出すと「よく15年も無事故無災害でやってこれたなあ」というのが実感です。

ただ、そんな中でも、私の周りには先輩、同僚、協力業者のみんながいて、そのみんなが無事故無災害という同じ方向を向いて、日々進んでいたからだと思います。



優良職長 B

労働局



## ② 現場作業の安全確保と部下に安全のルールを守らせることで、特に意識や工夫をされていることはありますか。

現場作業の安全を確保する為には「必ず自分で確認」することが何より大切だと思います。

人まかせにせず自分自身がその場所で作業するとして、安全に作業できる状況・方法を自分でイメージし、正しく仲間や部下に適切な方法で指導し伝えられるように日々心掛けています。



優良職長 A

一日のスタートは朝礼とKY活動から始まるので、まずはKY活動に力を入れています。私たちの会社が実践しているKYは個人に特化したKY活動で、職長が作業員とのマンツーマンの会話の中でうまく作業員を誘導し、本当に危険なことに気づかせ、それに対する対策を一緒に考えるようにしています。



優良職長 B

労働局



## ③ 影響を受けた職長の先輩はおられましたか。また、どのような影響を受けたか差し支えなければ教えてください。

先輩から言われた言葉で、「安全は目には見えない」という言葉が個人的には心にずっと残っています。その言葉にも色々な意味があったと思いますが、自分なりに解釈し、「安全」の反対語は「危険」なので、現場で見えない「安全」な状態を作ろうと考えるより、逆に見える「危険」な状態を全て排除した状態こそ本当の意味での「安全」な状態だと、私自身の安全に対する意識を改革させるうえでも非常に影響を受けた言葉のひとつだったと思います。



優良職長 A

特にこの人という特定はできないのですが、元請会社で定期的開催されるKY大会を会場やビデオで見るたびに、いろんな会社の職長がKYのリーダーをされているわけですが、KY中の作業員との会話の中で「本当に危険なこと」を作業員に気づかせる会話のテクニックが素晴らしい人がいるので、言葉は悪いですが、そのテクニックを盗んでいます。また、いつか自分も自分のテクニックを盗まれるような職長になりたいです。



優良職長 B

お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166

(R4.3)

# 兵庫労働局長による建設現場安全パトロールの実施について

(神戸西労働基準監督署との合同)

- 1 日時 令和4年7月1日(金) 13:30~16:00
- 2 事業場 (仮称)神戸須磨シーワールド建設工事(神戸市須磨区若宮町1丁目1番ほか)  
13:20に3番ゲートに集合してください。(別添パトロール現場アクセス参照)
- 3 タイムテーブル  
13:30 現場事務所内大会議室にて開催  
パトロール趣旨説明、工事・施設概要説明  
14:10 局長要請  
14:25 安全パトロール実施  
15:20 全体講評、開催御礼  
16:00 終了
- 4 パトロール出席者  
兵庫労働局:局長、安全課長、安全専門官、安全主任  
神戸西労働基準監督署:署長、安全衛生課長、労働基準監督官

## 《注意事項》

- ・取材を希望される報道関係者は、安全課あてお電話にてお申込み願います。
- ・取材は安全パトロール終了までとし、全体講評につきましては取材の対象除外とさせていただきます。
- ・取材の際は、長ズボン、安全靴を着用してください。安全靴がない場合は、動きやすく、しっかりした靴底のものを着用してください。
- ・取材いただく方の安全を確保するためにヘルメットを現場事務所内大会議室にてご用意いたします。
- ・労働局職員、工事現場関係者の指示に従って、安全に行動してください。
- ・工事現場関係者からの許可のない場所には近づかないようにしてください。また、工事現場関係者からの許可のない場所は撮影を行わないようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、取材にお越しの方はマスク等をご着用ください。  
また、発熱や風邪の症状のある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。





## (仮称) 神戸須磨シーワールド建設工事

### 所在地

〒654-0049 兵庫県神戸市須磨区若宮町1丁目1番ほか  
※ 報道機関の関係者は、**3番ゲート**に集合してください。

### アクセス

できるだけ公共交通機関を利用のうえ、ご来場ください。

(事業場内駐車場を利用する場合は、事前に兵庫労働局担当までご連絡ください。)

#### ◆ 電車をご利用の場合

JR「須磨海浜公園」駅から徒歩5分

#### ◆ 車をご利用の場合

若宮IC東出口降りて、直進後、Uターンして、作業所3番ゲートより入場







## (仮称) 神戸須磨シーワールド 建設工事



### 工事概要

工事名称	(仮称) 神戸須磨シーワールド 建設工事		
施工場所	神戸市須磨区若宮町 1 丁目 1 番ほか		
発注者	神戸須磨Parks+Resorts共同事業体 (代表: (株) サンケイビル)		
設計	竹中工務店大阪一級建築士事務所		
施工	(株) 竹中工務店 神戸支店		
工期	令和4年1月5日 ~ 令和6年春 (※詳細調整中)		
	 アクアライブ棟	 イルカ棟	 オルカ棟
主用途	ペンギン、アシカ、 魚類の飼育・展示	イルカの飼育・イベン ト等、レストラン	シャチの飼育・イベン ト等、レストラン
主体構造	RC造、SRC造、S造	RC造、S造	RC造、S造
建物高さ	19.90m	27.17m	28.00m
建築面積	3,681㎡	3,488㎡	4,753㎡
延床面積	8,858㎡	6,051㎡	8,810㎡

